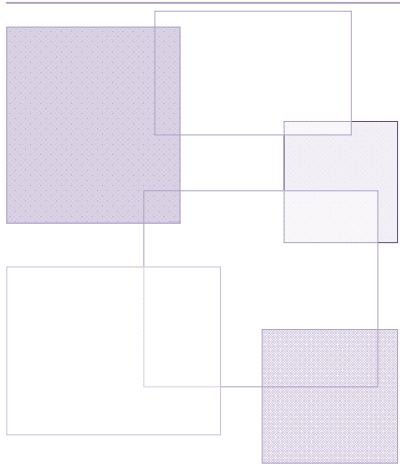


Discussion Paper Series

全所的プロジェクト研究 ガバナンスを問い直す



ガバナンスを問い直す

—5月21日 国際シンポを手がかりに—

大沢 真理

(東京大学社会科学研究所)

2013年9月

No. 25

東京大学社会科学研究所

Institute of Social Science University of Tokyo

社会科学研究所全所的プロジェクト研究「ガバナンスを問い直す」第 36 回セミナー
「ガバナンスを問い直す—5 月 21 日国際シンポを手がかりに」

2013 年 7 月 16 日（火）

報告者：大沢真理氏（東京大学社会科学研究所）

司会：佐藤岩夫氏（東京大学社会科学研究所）

司会 7 月の全所的プロジェクトセミナーを開始したいと思います。本日のご報告はプロジェクトリーダーの大沢さんをお願いをしています。タイトルは「ガバナンスを問い直す」というプロジェクトのメインテーマそのものであります。この間のプロジェクトの共同研究の成果を踏まえて、それから、より直接的には 5 月の国際シンポジウム¹の成果も踏まえ、そしていよいよプロジェクトも成果の取りまとめの時期になってまいりましたので、今後に向けてプロジェクトリーダーからお話をいただくということにいたしました。

では、お願いいたします。

大沢 プロジェクトセミナーの記録をたどりましたら、去年も私は「ガバナンスを問い直す」という題で、ただし括弧が付いて『ガバナンスを問い直す』の今」という報告したことがわかりました。

上下 2 巻で考えているプロジェクトの成果本では、序論と総括のかかなりの部分を私が書くという構成になっています。今日のセミナーの報告は、その序論及び終章になる素材の目出しが目的です。

0. なぜガバナンスなのか

まず、「なぜガバナンスなのか」。2010 年 4 月の第 1 回セミナーのレジュメの結びに、3 つの点をまとめておきました。課題が変化したのか。あるいは、課題は必ずしも変化しないまでも、課題の捉え方が変化したということなのか。それから、解決方法が変化したのかという点。これのいずれも **and** でもあり **or** でもありというようなことですが、それらを第 1 回のレジュメに結びで書いておりました。

黄色いマーカーの部分は今回書き足していますが、それ以外のところは第 1 回セミナーのレジュメのままです。書き足している意味はおわかりいただけると思いますので、くどくどは申しませんが、特に 2 段目の課題の捉え方の変化の中に、「社会的排除／包摂」を入れておいたところ、これは 2 段目というよりは変化した課題のほうに入るのではないかと、というご指摘もいただいたことを思い出しながら、今回のレジュメを作りました。やはりこ

¹ 国際シンポジウム「Reconsidering Governance」2013 年 5 月 21 日、東京大学社会科学研究所。

こでいいのではないかということになります。

さて、1と2というところは、5月21日に開催しました国際シンポジウム「ガバナンスを問い直す」の中で、このプロジェクトの課題の設定にかかわって得られた重要な知見と思われるものを私なりに引き出してあります。

1. ローカルなものとしてのガバナンス——多層・多重の背景

まず、このプロジェクトの課題では、ガバナンス論が多層、多重に展開をされていると述べています。その背景を踏まえつつ、それぞれの組織なりシステムに即してガバナンスを分析するという課題を書いているわけですが、この背景として、国際シンポではゲストスピーカー、ディスカッサントに共通して、ガバナンスというのはローカルなものであるということが強調されました。ローカルということの意味は、そのガバナンスの意味が社会により、あるいは時代や人によって異なっている、多様であるという以上に *contingent* である、状況依存的というのでしょうか、ということが指摘されました。

その上でガバナンスの定義に関連して、国際シンポジウムでは Mark Bevir さんが大変重要な指摘をしたと思います。その第1は、一般的概念としてのガバナンスと「ニュー・ガバナンス」、これはほぼ固有名詞であるという整理になっていたかと思いますが、これらを区別する。一般的概念を彼は「治める／治まっている」パターン、ないし「治める」活動と定義していて、パターンとそれからアクティビティが両方挙げられていますが、これが一般的概念である。これに対して「ニュー・ガバナンス」というのはハイエラキー及び官僚制から市場あるいはネットワークへという議論であり、その動き、実践、これを区別する必要があるという点を指摘していました。

このことを念頭に置いた上でいくつかの定義を眺めます。最初に挙げたのはこれも国際シンポのゲストスピーカーであった Caroline Andrew さんが引用されておりました、「権力・資源・情報が広い範囲に分有されている状況での有効な調整メカニズム」。

それから、コーポレート・ガバナンスに関しては、同じくゲストスピーカーの Buchanan さん。それから、この国際シンポを受けて6月のプロジェクトセミナーでは田中亘さんが報告をしてくださしまして、より現代的なアカデミックな定義を紹介してくださいました。Buchanan さんの場合には、コーポレート・ガバナンスとは企業における一群のプラクティスであると。その企業というのも特に多数の株主を要する企業、*widely held* という言葉を使っていましたけれども、そこにおける慣行であると。市場が歴史的に発達する中で進化し、制度化されたものであり、会社とは何であるか、あるいはあるべきかについて、その社会で一般的に受け入れられた観念。そして特有の市場、制度を発達させている社会の中で定着するものなので、非常にローカルで *contingent* なものであるという踏まえ方でした。

90年代に日本に入ってきたときのコーポレート・ガバナンス概念は、経営陣をいかに規律するか、特に株主利益をどのように重視させるかという文脈で使われ始めましたが、田中さんが紹介してくださっている最近のアカデミックな定義として、企業が生み出した *quasi-rents*、価値といいますか余剰といいますか、それを事後的にどのように分かち合うかという交渉を形作るような制約条件の束が、コーポレート・ガバナンスであるというものだったと思います。

次に引用しておりますのは Kooiman、オランダ人だと思います。この方が *Governing as Governance* という本を書いています。その中では *governing agency* というものを考えた上で、公私の *governing agency* が織りなす社会全体としての質、*quality*、これをガバナンスと定義しています。

それから、Bevier さんが 2009 年に出した *Key Concepts in Governance* という本の中で、システム理論での定義として紹介しているのは、*governing*、これは目標指向の介入である。それから、システムの要素は別に目標指向ということだけでなく絶えず相互作用しているわけで、そういうものの効果の総体、*total effects* を *governance* と定義する、こういう定義を紹介しています。彼自身は先に紹介していますように、秩序のパターン、ないし、秩序づける活動という意味でガバナンスを使っています。

それから、このプロジェクトでは東日本大震災の発生を受けて、それまでは設定していなかった課題として、災害復興のガバナンス、これをセクション横断的なイシューとして位置付けております。そこで注目されるのが、Sheila Jasanoff というハーバード大学の科学史の教授が書いた、リスク・マネジメントからリスク・ガバナンスへという論文です。この論文のきっかけになったのはスマトラ沖地震・津波とハリケーン・カトリーナの教訓が中心ですが、しかし、リーマンショックも念頭に置いています。現代のリスクは官僚や専門家の計算や管理能力を超えている。そこで、いざ災害やショックが起これば、真っ先にその被害を受けがちである市民とその政治的代表が、リスクに対応することに参与をする。マネジメントといえば、やはり官僚や専門家がトップダウン的に行いがちだが、ガバナンスというときには、市民やその政治代表が参与するという意味で、リスク・ガバナンスを提唱しておりました。これは東日本大震災発生以来のさまざまな被害の広がりや、復興の過程を見ている、多いにうなずける論点ではあります。

2. なぜガバナンスという問題設定なのか

次に、これも国際シンポで得られたサジェスションから、なぜガバナンスという問題設定なのかを考えます。とりわけ、90年代後半ぐらいから日本では、ガバナンス論が展開をしているわけですが、その事情について、これは宇野さんが Bevir さんに質問をしました。

なぜこの時期だったのかということで、ここでも Bevir さんはニュー・ガバナンスと限定した上で、ニュー・ガバナンスは 1970 年代末から行政国家や福祉国家の危機といわれるものに対して、公共セクターの改革を唱え導くシンボル、あるいは discourse であったということです。それを彼は modernist social science の展開という歴史的パースペクティブの中に位置付けています。

さらに、ニュー・ガバナンスには第 1 波と第 2 波があった。第 1 波はネオ・リベラリズムの影響が強く、これはサッチャリズムを念頭に置いています。第 2 波、これはニュー・レイバーを念頭に置いているわけですが、新制度主義の特に社会学の影響が強かった。new public management というのが第 1 波で席卷したのですが、第 2 波では joined-up governance、あるいは network、partnership ということが盛んに唱えられたと指摘します。

それから、Buchanan さんに関していうと、コーポレート・ガバナンスという用語そのものが企業のスキャンダルを契機としてアメリカで「発明」された、invented と言っていました。これが 80 年代にイギリスに渡り、90 年代には日本でも使われるようになった。それまでは非常に競争力も強くうまくいっていると考えられていた日本の企業のあり方、経済全体のあり方というのが、バブル崩壊後の長期停滞、不良債権の処理のもたつき等でこれは駄目なのではないかと考えられた、という文脈の中で、使われるようになったというものです。

福祉国家研究や比較社会政策研究をもう一度振り返ってみますと、実はこれこそが new public management とかアウトソーシングの主な arena であったのですが、ガバナンスという言葉とは異なる言葉が使われてきました。福祉多元主義 (welfare pluralism)、あるいは福祉混合 (welfare mix)、もう少し複雑にして、福祉の混合経済と訳したのは mixed economy of welfare、それからサードセクターと総称しまして、いわゆる政府という意味の公共部門でもなく、それから営利企業の部門でもない領域をサードセクターとしてやや緩やかに捉えて、これの研究なり、それから、促進を図る動きというのが、これまた 90 年代から出てきていました。

福祉多元主義は、特に welfare retrenchment、福祉国家を縮減したいという流れの中で出てきましたが、サードセクターが注目されるに当たっては、新しい社会的リスクといわれるものが注目されていました。

福祉の関連でガバナンスが使われるようになったのは、国際機関やとりわけ EU のような超国家機関による社会政策領域でのリーダーシップが目立つようになって、福祉ガバナンスという言葉が定着してきたかと思います。しかし、中身を見れば、福祉多元主義が出てきたあたりで既にこれはニュー・ガバナンスの流れであったということがわかります。

3. 生活保障のガバナンス

次の節は生活保障のガバナンスに引き付けて考えてみたいのですが、そこでガバニングのプロセスを区別したイメージ図というのを作ってみました（配布資料 p.2）。これは私の古い論文の中に最初に似た図が出てきますけれども、今回だいぶ改訂をいたしました。元をただすと、Deborah Mitchell というオーストラリアの比較社会政策研究者が福祉国家 10 カ国の比較研究の本を出した中で、福祉の生産プロセスという概念的フレームワークを使っています。それに大いに学んでいるわけです。今回、手直しをしてみたら、これが生活保障のガバナンスを表わしているといえるのではないかと思えてきました。もちろん、ガバニングのプロセスというところはかなり焦点が合っています。

まず、福祉というと、政府による給付や規制に限定して捉える考え方が主流です。それは配布資料の表 1 を見ていただくとおわかりいただけますが、これにつきましては細かい説明は後にいたします。つまり、国家、市場、家族の 3 つのセクターの関係が大事、あるいはサードセクターという 4 番目のものも考えるべきといいつつ、これまでの福祉レジーム論というのはほぼ全て、政府による給付や規制を指標として展開されてきているということが、一覧表にしてみてもよくわかります。

福祉は政府の給付や規制に限定されないという点、それと民間の制度や慣行・組織と政府の政策の相互作用を通じて生活が保障される。政策にしろ民間の慣行にしろ、明示的に生活保障を目的とするガバニング、目的指向的な介入をガバニングと呼んでいます。それとは限らないと。ガバニングとさまざまな相互作用の効果の総体をガバナンスと呼ぶことにすると。お気付きのようにこれは先ほど紹介した中で、Bevir さんがシステム論での定義として紹介したものを援用しています。

この図には繰り返し「ジェンダー・バイアス」という言葉が出てきますが、これはジェンダー・バイアスに留意をしているためです。エスニシティとか所得階層、あるいは障害の有無によるバイアスを代入しても変わるところはありません。要するに、ガバナンスのプロセスとコンテンツを区別するとしたら、コンテンツに何を入れるかによって、そこに何を代入するかというのが変化して構わないわけです。

それから、ガバニング・ニーズ、右上の「多様なニーズ」と書いてあるところには、社会的排除の指標に応じていろいろなニーズが列挙してありますけれども、例えば、公共事業をしてほしいとか、産業保護をしてほしいというニーズを代入しても、使えるものになっていると思います。

それから、成果、outcome がこの図からは消えてしまっていますが、右下の「ガバナンス」というところの「個人のニーズ充足」が普通、成果、outcome といわれるものです。

ただ、この成果というのは、左上の政策という箱、ここはガバニングの中での、しかも政策を決定するということを箱にしています。ここで設定された目標の達成度が成果であると捉えます。それから、効率性というのが左の下の方に出てきます。これはインプット、投入された資源です。人員とか予算、あるいは権限、これに照らした成果の度合い、たくさん投入したのに政策目標の達成度が低いのは非効率であるという意味での効率性です。それから、よく言われる有効性というのは、政策目標が達成された度合い、effectivenessということになります。

今まで副アウトプットというものは考えながらも、最後の成果のところは政策目標に照らした達成度だけで私は考えていましたが、今回、外部効果の総体というのを入れて、これで狭い意味でのガバナンスになるという位置付けです。ただし、外部効果というのはこのプロセスの随所で生じ得るわけです。

例えば、多様なニーズがあるとしても、自動的にニーズが表出されるわけではありません。ニーズを持っているはずの当事者がそのニーズを認知しないという状況は幾らでも起こります。それから認知、自認はしていても、表出をしないというケースも、これまたいくらかでもあるわけです。特に狭い意味で福祉といわれるような政府による給付、特に現金給付、サービス給付については、これは劣った者あるいは弱い者という烙印を伴うことが珍しくなく、ニーズを表出することがその烙印を引き受けるということと引き換えになっている場合が少なくないことから、ニーズの表出が抑制されるというメカニズムがあります。真ん中の長い斜めの矢印のところに「利用者コスト」書いてありますが、この利用者コストの中にはそういった心理コストもありますし、それから、役所の窓口に出向かなければならないときに、100 円しか持っていないとバスにも乗れないという移動の金銭的成本もあれば、書類を記入して整えなければならないという手間暇のようなコストも含まれます。

ニーズは存在しても、それが認知され、表出するというものためには、しばしば第三者の関与を必要とし、それで初めて表出されますけれども、そういうガバニング・ニーズは全てレスポンスを得るわけではなくて、公認されるというプロセスがあります。どれだけニーズ当事者とその政治代表の声が強いか、大きいかということによって、公認され応答を受けるかどうか違ってまいります。そこにジェンダー・バイアスが書いてあるのは、例えば失業問題をとっても、いわゆる一家の大黒柱が失業しているということはすぐさま政策的な対応の必要な重大問題だと考えられるけれども、女性や若者の就業機会の不足に対しては承認もレスポンスも低くなりがちだというような意味でバイアスが入るということを示しています。

政策決定の中には政策目標を設定することと、それにふさわしい手段を選択することが区別されます。その上で必要な資源があり、そして政策手段が作動してアウトプットと、思われざる、あるいは意図されざる波及効果、副効果というのをもたらしことがあります。さらに、これは所得のデータでとりわけそうなのですが、世帯単位で統計が取られがちであることから、世帯の中に埋もれた **unmet needs**、満たされないニーズというのがとかく見失われるので、この世帯内再分配を念頭に置いておかなければいけないという意味で入っています。

この図が **Mitchell** が使った図とどこが違うかというと、世帯内再分配が入っていることと、政策決定の中に目標の定立と政策手段の選択というプロセスがあることを分けていることです。従ってといいますか概ねそれに応じて、**Mitchell** は副アウトプットが出るというのをほぼ考えていないのですが、そこを考えているということです。

今回、ガバナンスを多少勉強したことによって、このプロセスの随所で外部効果が生じることに目が向きました。例えば、これは国際シンポジウムで **Andrew** さんが強調したことですけれども、自分のニーズを認知するためにも自尊感情みたいなものは必要だし、まして表出するというときに第三者のサポートが得られるということで、**sense of entitlement** と彼女は言っていました。最後は裏切られることはあっても、**sense of entitlement** が出てくるということは、中長期的にはかなりの効果を及ぼすという位置付けと読んでよろしいかと思います。

さて、その上で生活保障のガバナンスというふうに捉えることで、どのように見えるものが違ってくるかということです。幾つもあるんですが、3 ページ目に参ります。

1 つは福祉国家の機能代替、**functional equivalents**、これは日本についてとりわけ重要だというふうに、例えば **Estévez-Abe** の書物では最大限に強調されました。それから、去年、三浦まりさんが英語で本を出されておりますが、**Welfare Through Work**、仕事をさせることを通じた福祉とでも訳しましょうか、ここでも企業が雇用維持をしてきた、配転もするし出向もさせるけれども、雇用は維持をすることを企業がやってきたことによって、政府の社会的支出が代替されていたと論じています。**Margarita Estévez-Abe** のほうは、公共事業や競争制限的な規制、それから **welfare funds** ということを言いまして、これは財政投融资などを当然念頭に置いています。それだけではなくて、生命保険や損害保険の契約率が日本では高く、それでかなりの基金が積み上がっている。これは後で国民所得の構成要素を見ていただくときに、あるいは、家計の金融資産というのを見ていただくときに出きます。

機能代替を強調する論者は多いのですが、いったいどういう指標で把握するかという点

はあまり語っておられない。ここはコロンブスの卵みたいな話ですが、市場所得レベルの貧困率やジニ係数を取ると代理指標にできるというのが、私の一つの提案になります。

図1（配布資料 p.5）を見ていただきますと、これは労働年齢人口の貧困率と貧困削減率で、市場所得レベルと可処分所得レベル、それから、両レベルの間の変化幅をもととの市場所得レベルの数値で割ったものが貧困削減率です。国は可処分所得レベルの貧困率が低い順にデンマークからメキシコまで配列してあります。右の軸で貧困削減率を見ていただきますけれども、左半分くらいのほぼヨーロッパの国というのは、皆 50%以上の貧困削減率を達成しています。やや前後しましたが市場所得と可処分所得の差というのは、市場所得から直接税と社会保険料負担を差し引き、それから現金給付を加えたものが可処分所得です。つまり、サービス給付は入っていません。なので、政府による現金移転がどのくらい貧困を削減するかという効果を、この貧困削減率は測るわけですが、ヨーロッパの大多数の国では 50%を超えている。ですから、政府による現金移転が貧困を約半分まで削減するというを示しています。

ところで、黄色の棒グラフで表わされる市場所得レベルの貧困率というのを見ますと、ここに挙げられている国の中で韓国が最も低く、それから日本、カナダというような具合になっています。労働年齢人口の市場所得レベルの貧困率というのは、現金移転以外の社会のあらゆる制度や慣行が防貧機能をどの程度持っているかということの代理指標であると理解してよろしいかと思います。日本の場合には韓国に次いで低いわけですから、いろいろな形で、それこそ公共事業を通じてであれ、企業に対する雇用調整給付金であれ、雇用が維持されており、そのことで何らかの市場所得が得られているということの効果は、それなりに認められるわけです。ところが、あまりにも政府の現金移転の効果が薄いために、可処分所得レベルでは高いほうになってしまう。これはジニ係数等でも同じことを分析することができます。従って、いわゆる機能代替には一定の防貧効果はあるものの、現金給付、現金移転の機能を代替するには至っていないといえるのではないかな。簡単なことですが、一つ、そういう論点があります。

2 番目には、純社会支出という捉え方、これは租税支出、別名、「隠れた福祉国家」ともいわれますが、これを捉えます。と同時に、私的な負担、例えば、保育、医療、介護などのサービスで、たとえそれが公的に保障されていても自己負担などが入ってくるときに、その自己負担分というのを捉える純社会支出会計というのが、OECD のリーダーシップで 90 年代の後半くらいから整えられてきました。

図2を見ていただきますと、これは 2007 年の福祉の純負担を表わします。まず、各国、グラフが 4 本立ってしまっていて、一番左が粗公的社会支出です。ここから現金給付に対して

所得税がかかったり、社会保険料がかかったりします。これは特に北欧諸国でそういった公租公課がかかるわけです。従って、スウェーデンなど見ていただきますと、要素費用表示 GDP のポイントにして、5%ポイント以上、いったん国庫に回収されるということがわかります。これをネットの公的社会支出と呼びます。

3 番目に純私的社會支出、ここでもネットになっているのは、企業年金をもらったりするというときに、そこにまた税金がかかったりして、国庫に回収されるので、それは純私的社會支出というふうに呼んで、最後に純私的社會支出と純公的社會支出を足したものが純合計社會支出である、これが本当の国民が負担している福祉の費用であるという意味での会計が発達してきたわけです。

いろいろと面白いことがわかるわけですが、今言ったように北欧諸国では現金給付に対して相当の公租公課が課されるということがわかります。逆に、アングロサクソン諸国、特にアメリカやカナダもそうですが、グロスの公的社会支出よりもネットの公的社会支出のほうが大きい。これは租税支出をしてしまうからですね。図 3 にありますけれども、税制上の優遇措置、税金をまけている。本来であれば取るべき税金を取らないので、むしろネットの社会支出のほうが多くなっているということです。そしてアメリカを筆頭として、純私的な支出が大きいので、アメリカ国民が負っている福祉の純負担はスウェーデンよりも若干高いくらいになっていると。それで達成されている効果はどうかといえば、アメリカの貧困率はスウェーデンの 3 倍になるわけですから、効率性は非常に低いというか、そもそも貧困を解消したり緩和したりするということが政策目的ではないと言われればそれまでなんですが、そんなことを示しています。

日本、韓国について、どういう具合かというのはややあいまいなところではありますけれども、こういったことがガバナンスとしてくくっていくことによって、純社会支出という捉え方の意味もはっきりしてまいります。

図 3 のほうは今ほぼ説明してしまいましたが、税制優遇措置を「現金給付類似」と「私的給付に対するもの」とに分けて捉えることが普通になっていて、そしてプログラムによって、概略、低所得者向けであるのか、高所得者向けであるのかを識別できるようになっています。ただし、国によって相当制度が違うので一概には言えませんが、アメリカでの租税優遇措置というのは、どちらかといえば中以上の所得層に対して帰着が高いものになっています。年金がさらにばらけているので、参考までですが、租税優遇措置という意味ではそれほど行っていないように見えるオーストラリアなども、年金に対しては非常に tax expenditure が大きいということがわかります。そういう中で、日本も年金を入れるとかなりの租税優遇措置が展開をしていることがわかると思います。これが図 3 の意味です。

3 番目として、福祉レジーム論とどう対比するか。1 つのメリットは要素費用表示の GDP の構成とか、地域間配分などを視野に取り込めるという利点があると考えています。地域間経済格差というのは、実は EU の社会的排除指標でも指標はたった 1 つしかなくて、地域レベルの就業率の変動係数というのが主要指標の中に入っていますけれども、要素費用 GDP というのを特に県民経済計算とか、現在では市町村レベルの住民 1 人当たり所得というの把握できるようになっていますので、それを把握することによって、地域格差の問題も位置付けることができるようになるかと考えています。

表 1 は細かいので後でゆっくりご覧いただければと思いますが、要するに、左側の 3 列が福祉レジーム論で Esping-Andersen のクラシックな指標に対していろいろな人が付け加えたりしています。ざっと見ていただくとわかるように、ほぼ政府による現金給付が中心で、あとは政府の規制になっていますから、政府のガバニングに限られているということです。それに対して、さまざまな民間主体のガバニングも入れた上で、無意識の相互作用みたいなものも念頭に置くという組み立てガバナンス概念の導入によってはっきりできるのではないかと考えています。

レジュメ 7 ページの表 2、これは要素費用表示ですので、通常は雇用者報酬と財産所得と企業所得に大別されるわけです。ところが、財産所得の中には一般政府の財産所得と、ここでは 8、9 となっていますが、対家計、非営利団体の財産所得が入ります。それから、企業所得の中に、個人の持ち家の帰属所得が入ってくるというふうに入り組んでいるので、この表は家計の取り分がわかりやすいように組み替えています。1 行目の国民所得はもちろん総額です。6 は帰属所得を控除したもののなので、5 が家庭の受取合計というものになります。

かなり *deceiving* な統計になっていまして、家計の財産所得の中には受払い後の利子所得、それから配当受け取り、賃貸料受け取りがあって、それから保険契約者の帰属所得、これは保険会社のほうで留め置かれていますので家計の実入りにはなりません。そういう意味での帰属所得です。その上で、持ち家の帰属所得というのが合計で受け取りですが、4 の持ち家の帰属所得と 3.4 の保険契約者の帰属所得というのは使えないお金なので、それを控除するとどうなるかというのを 6 として示したものです。

通常、労働者の取り分というときには労働分配率を見ることが多くて、日本は比較的高めであるということと、低下した時期もあるのですが、だいたい不景気ですと労働分配率は上がり、景気のよいときには下がります。ですから、2007 年と 2009 年の間に労働分配率が跳ね上がっているのはリーマンショックによる急激な景気後退と GDP の縮小によるものですが、これだけ見てるとわからないことが、5 とか 6 とかを見るとわかってくる

ということです。

何よりすごいのが 3.1 利子の受払後の利子所得というのが激減したということです。これは家計の金融資産が減ったからではなくて、専ら低金利政策によって家計部門から企業部門に移された所得ということが出来ます。家計の金融資産は減っていないというのは図 5 を見ていただくとわかるかと思います。これは表示していないものもありますので気をつけていただきたいのですが、下のほうにブルーの線で株式出資金というものがありまして、90 年代は低くて 2006 年ぐらいにちょっと高い時期があつてとなっていますが、これはほとんど株式の価格の下落や上昇による増減であり、積極的に買い入れたり売り払ったりということよりは、手持ちの株式の価格変動が反映されています。

それからもう一つ注目されるのが、定期性預金というのが 90 年代の末ぐらいから減って、流動性預金とトントンくらいになってきた。そして、保険年金準備金というのが上がってきて、総額としては上のブルーの線のようになっていて、金融資産は減ってはいないのですが、専ら低金利政策のために莫大な利子所得が家計にとっては失われたということを示しています。

ちなみに、表 2 に戻りますと、最後の 2009 というのは、ここで System of National Account、国民経済計算の基準が変更になったために、国民所得が 5 兆円も増えるというようなことになったのですが、今日はここは割愛いたします。

そして、最後になって恐縮ですけれども、ここは年度をどういうふうを選んでいくかというと、景気の山と谷を選んでいきます。ですので、移動平均を取るというようなことはしていません。

レジュメの 3 ページ目に戻ります。

生活保障のガバナンスということで、例えば、今これで雇用者報酬のご説明をしましたので、図 4 民間部門 1 人当たり雇用者報酬の伸びというのを説明することができます。95 年を 100 として指標を取ますと、韓国を入れた主要国の中でどの国も伸びてはいるわけですね。ドイツは相当渋いですが、日本だけがマイナスになっている。雇用者報酬の中には雇い主が負担をしている社会負担、つまり、法定福利費なども入っています。日本では現金給与も減っていますけれども、法定福利費の節約というのが 2000 年代に入ってから大変顕著であつて、合計ではこのような動きになっているということを示しています。

そして、地域間配分のことに関してみますと、これは図 6 をご覧ください。1 人当たり県民所得を都民所得に対する比で取ってあります。なぜ都民所得に対する比で取るのかということですが、この間のいろいろな分析から、地域間所得格差で重要なのは、東京都とその他の道府県との乖離が重要であることがわかっておりますので、東京と全国、東京と

岩手、東京と宮城、東京と福島というふうに比較をしています。景気のいいときというのは、やはり東京に富が集中するので右肩上がりになり、そうでないときというのはやや分散するような傾向もあることがわかります。

ところで、こういう研究の中で、例えば、関西学院大学の林宜嗣さんの論文では、県民所得ではなくて、1人当たり県内総生産の変動係数で地域格差を分析しています。それでわかってきたことというのは、1955年からごく最近までの数十年間を取ると、公共事業が地域間経済格差を縮小していた時期というのは1990年代前後の15年間ぐらいに限られるということです。高度成長期は公共事業が地域間経済格差を縮小していた部分もあるけれども、公共事業よりも地域間経済格差の縮小に効果が大きいのが実は政府最終消費支出、つまり、公務員の給料と保健や教育、介護等の現物給付であるという分析結果になっています。

低所得世帯比率を県別、あるいは地域ブロック別に見るような研究もこの間進んでまいりました。そこで1点紹介させていただきたい論点は、東北は貧しいというイメージがこの図6から出てくるわけですが、1990年代末というような時点を取ってみますと、東北は北陸と同じくらいに豊かでした。つまり、低所得世帯比率は北陸と同程度に低かったということです。ちなみに低所得世帯比率が低いというのは北陸や東海なのですね。近畿圏の中でも、近畿1、つまり大阪、京都といった大都市圏が貧しく、それから九州が貧しいのですが、東北は1990年代末くらいまでは北陸と同じくらい豊かでした。ところが、2003年のデータを見ると、近畿1とか北海道と並んで貧しくなっております。昔から東北は貧しかったわけではないということがわかります。

4. 従来の全所的プロジェクト研究

さて、もう時間がほとんどなくなりました。第4節は今までの全所的プロジェクト研究で、しかも網羅的には書いていませんが、1980年代前半に社研は「福祉国家」というプロジェクトを行いました。その中身というのは欧米諸国で福祉国家がどのように形成されたか、そして、現状いかなるものか。それから日本については社会保障と経済、労使関係、高齢化問題などを扱っています。しかし、諸国と比べた日本の福祉国家の特徴を明らかにするには至らなかった。そもそも比較福祉国家研究の研究潮流が国際的に出てくる前の段階だったんですね。社研はそういう意味では先駆的だったというか、早すぎたというか、本当はフォローアップをもっとすべきであったと思います。しかしながら、それでも日本では経済成長が福祉を代位したという指摘はこのプロジェクトの中で行われていました。

それから、1980年代後半には、「現代日本社会」というプロジェクトが行われ、そこでキータームは「会社主義」でありました。会社主義の中身にはミクロとマクロがありま

して、ミクロでは企業が従業員に対して忠誠心も含めて強い掌握力を持っている、凝集性がある、コミュニティ・ファームというような側面がミクロです。マクロでいうと、社会の中で権威がある組織というのは何なのかといえ、それは会社であるというようなもので、企業中心社会と言い換えられる部分でもあります。

この捉え方によって、日本の福祉レジームなどの特徴も浮き彫りになってきたと思います。つまり、先ほどの成長が福祉を代位したということの中身がより明確に具体的にされたということでもあります。このプロジェクトではコーポレート・ガバナンス概念は使っていません。田中亘さんの報告にもあったように、日本で「企業統治」という4文字熟語が最初に使われるようになったのは1990年代からですので、このプロジェクトでは使われることはなかったんですね。

ちなみに、5.21 シンポの Buchanan さんの報告は日本型のコーポレート・ガバナンスが成立した背景として、社会における corporate hegemony の存在を指摘しています。これは企業がコミュニティ・ファームであるということに力点があったとは思いますが、しかしながら、同時に、ハーバード大学の Andrew Gordon さんの corporate-centered society という概念を使っています。それは第二次世界大戦中の経済統制とか、戦後の熾烈な労使対抗を経て確立したものであるという議論を、Buchanan さんは援用しておりました。

次に、「20 世紀システム」は私が参加しなかったものですから飛ばして、「失われた 10 年」に行きますと、ここでは当然、企業が中心となった雇用とか、生活保障に機能不全が目立ってきた中でのプロジェクトでありました。そういう中で日本経済の停滞とか、企業の業績不振などを中心に扱いました。

このプロジェクトの中では「コーポレート・ガバナンス」の「企業統治」の両方が索引に出てくるんですね。どっちかを見よと書いてあります。ただ、そのコーポレート・ガバナンスにしても、企業統治にしても、ほぼメインバンクシステムのことと理解されています。なおかつ、メインバンクが企業を監視、モニタリングするとしても、銀行自身はどうなんだということで、銀行経営の監視に関する論文が1本書かれています。

全体としてはコーポレート・ガバナンスよりも経営戦略のほうが重要という結論になっていました。当時の日本に入ってきたコーポレート・ガバナンス概念が、経営陣の規律の問題とか株主重視ということに偏った概念であって、これは青木昌彦さんを使ってこういう理解になっているのですが、そういう見地だったかと思います。

ガバナンス概念を使っていればもっときれいに整理できたというか、分析もバージョンアップできたのではないかというのは、最後の感想です。

以上です。

司会 どうもありがとうございました。

質疑応答

司会 ガバナンスのさまざまな捉え方に始まって、特に生活保障のガバナンスの場面に
ついて非常に精緻なモデルと実証的なデータの紹介があり、最後、社研の全所的プロジェ
クト研究をガバナンスの視点から改めて位置付け直すというご報告だったと思います。で
はここからは、いろいろとご議論いただければと思います。

発言者 1 今までの生活保障の見方が、政府支出が多いか少ないかという観点が中心で
あるとすれば、今日のお話は、私的な支出が多いか少ないかも見るということだと思いま
す。政府支出が減れば私的支出は増えるものでしょうから、普通はコインの裏表というか、
政府支出が減っていく様子を批判的に見ていくというその問題意識には変わりがないと私
は理解しましたが、それでよろしいかという確認が 1 点目です。

2 点目はローカル・ガバナンスの位置付けですが、私的支出といわれる部分が増えるの
は好ましくないですが、私的支出の部分が増えた場合、私的な領域に属する人々がそれを
支えざるを得ないので、それを支える地域社会の力というようなものを内側から見るのが
ローカル・ガバナンスの使命だというふうに割り振られたのかなと今日思いながら伺いま
した。

見せていただいた精緻な表（配布資料 p.2）がありますね。ローカル・ガバナンスであ
れば、ここの政策手段というのがどんどん減っている状況の中で、承認とかニーズの充足
をどう確保するかということを考えなければいけないと思いますが、この表を見て、例え
ばどういうふうなアイデアが出てくるかというのがもしあれば伺いたいと思います。

大沢 ありがとうございます。公的支出はどの国でも減ってはいないんですね。公的社
会支出自体を取れば、少なくとも OECD 諸国の中で減らした国というのはスウェーデンぐ
らいしかないと思います。それには一時期非常に高かったという事情もあろうかと思いま
すが、日本でも公的社会支出は順次増えています。「福祉見直し」とか言っても増え方を抑
制するだけで、減ったことはないのですが、私的支出を合わせて見ることと、直接の公的
社会支出以外に「隠れた福祉国家」といわれるような税制上の優遇措置を通じた支出が非
常に大きい国があり、むしろ表の福祉国家よりも隠れた福祉国家のほうがずっとバラエテ
ィがあって、しかも細かい政策手段をターゲティングして使えるために多用されていると
いうことに、今まで必ずしも分析のメスが及んでいなかった。問題自体の指摘としては、
1940 年代、1950 年代初めに Richard Titmuss の指摘はありましたが、そのためのデータと
いうのがなかなかそろってこなくて、今日でも年金関連の租税支出というのはなかなかデ

一タがそろわないから参考にとどまっているというようなことが実情です。

それから、公的社会支出の大小で比べていたというのは、比較福祉国家研究でいうと第1世代といわれる Harold Wilensky などが、そういうリニアな福祉国家発展の経路というものを考えていましたが、そこに量の大小ではなくて質が違うんだという議論を持ち込んで、福祉国家は welfare state ではなくて welfare states、複数であるという議論になったのが 1990 年の Esping-Andersen の、今ではクラシックになった著作以降の福祉国家研究の流れだと思います。ですから同じ公的支出の規模ではあっても、その中身が違うことにもっと注意をすべきだという点です。もう少し最近になって出てきたのが、支出もそうだけれども財源調達も重要だよという revenue raising の側面で、国家は相当いいこともできるし、ひどいこともできるというような、それが流れかなと思います。

そして、ローカル・ガバナンスについて。今日は国民所得の構成比以外には1人当たり県民所得というデータしか出しませんでした、県民所得の構成比がどのように推移したかということも、もちろん県ごとにほぼ90年ぐらいまでさかのぼって出せますし、今では市町村所得もその構成比に応じて出すことができます。

例えば、都民所得というのは他の県民所得に比べて非常に異なる特徴を持ってて、一般政府の財産所得のマイナス度が非常に大きいということです。これは中央政府が発行している国債の利払いと償還費用というのがほぼ東京都に帰属させられるからですね。国債の費用は日本全体負担していて、それはそうなんですけれども、県民経済計算上は中央政府の職員の在勤の地、住んでいるところではなくて在勤の地に帰属させることになります。東京都のマイナスの財産所得は1%でも莫大なものがあります。それを組み込んでも都民所得は全国平均に対して突出しているという点は見なければいけないと思います。

私も地域間経済格差に目を向けたのはここ半年間ぐらいなので、ローカル・ガバナンス班に対してこれをやっていただきたいという具体的な注文があるわけではないです。一つ言えるのは、この福祉の純負担というアカウンティングの中に無償の労働が入っていないと。あくまで金銭負担なのですが、ローカル・ガバナンスを考えるときには、手間暇で負担している部分というのが非常に重要だと思います。そのところはやはり in depth の研究でしかできないと思いますから、金銭での負担がどうなっているかというのを踏まえた上での in depth のところで、そういう手間暇での負担を明らかにしていっていただけると、と感じます。4月のプロジェクトセミナーでの五百旗頭さんのご報告にはそういう部分があったかと理解しております

発言者 2 5月のシンポジウムに出られなかったのですが、大沢さんがここで紹介された Bevir さんの議論がちょっとよくわかりません。というのは、基本的に、歴史的にいう

とケインジアン的な経済運営のモデルから新自由主義の主張のやり方変わったという 1970 年代末から 1980 年代にかけてというところですよ。

一つ、**modernist social science** というのがよくわからなくて、ある意味で、例えば、1960 年代の、つまりオイル・ショック以前の段階の計画、**planning** とか **planed** とか、国家とか官僚制がいろいろな社会の需要を計算して、需要計画を立てて、どんどん財政的にも支援を割り振っていくというものがその前にありますので、どちらかというところかなと思ったのですが、どうもそうではないようです。

それから、そういう大ざっぱな分け方をしてしまうと、国家の失敗に対して、新自由主義的な方法としてはマーケットのメカニズムを重視するんでしょうけれども、ヨーロッパ的な文脈だと、少なくとも **corporatism** という議論があって、国家でもハイアラーキカルな調整ではないし、マーケットも任せてしまうのでもないし、その間のいろいろな主体による相互調整、例えば、ネットワークというキーワードがあると思いますが、政治学的にはそういうふうに度量化していますが、この方は社会学ですか。

大沢 Bevir さんのご専門は政治理論あるいは政治哲学だと私は理解しています。

発言者 2 つまり、やはり学問の分野、社会科学の分野と、念頭に置いている地域、どういう社会的対象を念頭に置き、どういう **discipline** を主として前提としてこういう議論をしているのかというのが、非常にわかりづらかった。後からペーパーが出ればそれを読んで勉強すればいいのんでしょうけれども、この機会にお聞きしました。

大沢 私もこの **modernist social science** というのは日本語にするのが非常に難しいなと思って、英語のままになっていますが、19 世紀の終わりくらいから確立してきて定着した社会科学を指しています。従って、ケインズ経済学のようなものも **modernist social science** の中に入るという位置付けだと思います。従って、その中では専門家を重視して、さまざまなリスクを計算した上で、設計主義的に貧困撲滅とか大量失業の防止とかをやっていたということも、ニュー・ガバナンスの前段階みたいな感じの位置付けになると思います。

発言者 2 もっとタイムスパンが長い感じですか。

大沢 長いでしょうね。この方はイギリスで生まれて研究者として育っている方ですから、念頭に置いている歴史とか事実の展開というのはほぼイギリス、特に 19 世紀史に関しては完全にイギリス史を踏まえた理論の整理になっています。ここは私もなかなか咀嚼できていないところで、彼の整理でいうと、社研の社会科学というのは皆このモダニズムの中に入ってしまうということかなと感じたぐらいです。

発言者 3 今のご質問に対しての補足です。

Bevir さんはいろいろな意味である種独特のパースペクティブがあると思います。基本的

にはイギリスが常に念頭にあって、イギリスのウェストミンスター・モデルに対抗してサッチャリズムが来て、そしてニュー・レイバーが来たと。そのバックにある社会科学像の変化に対応させて説明するというのが基本的なものの考え方で、彼の図式からいうと、サッチャリズムとこのニュー・レイバーのバックにあるのがこの **modernist social science** というので、この人が **modern** と **modernist** というとなんかという、僕らが普段使っている近代主義とこういうのは全然違うと思います。

彼はこの **modernist social science** と何に対しているかということ、それ以前にもっと支配的だったのは、ヒストリカルな説明ということで、国民であるとか国家とか、社会全体の大きな歴史的な変動やモデルで説明するタイプの社会科学が 19 世紀から 20 世紀に関してもある時期までかなり優勢だったと。ところがそれに対して 19 世紀の終わりぐらいから起源を持つある種の経済学的なモデルで社会科学を説明して、政治学においても、経済学的なモデルで考えるというのが、ある時期からだんだん幅を利かせてきて、1970 年代以降、一気に花が開くという、それを彼は **modernist social science** といって、それははるかに個人主義的であって、個人のある種の均衡みたいなモデルで社会の変化を説明する、それ以前の歴史的な階級であるとか、社会行動であるとか、そういうものの構造的な変化で説明するのではなくて、基本的には個人の選好の変化と均衡モデルの変更によっていろいろな動きを説明するのを、彼は **modernist social science** と呼んでいるらしくて、それが彼のイメージでは、1970 年代以降前面化したというのが彼の説明のようです。それがモダニストというのかなというのは私にはピンと来ないんですが、ヒストリカルで、ある種の社会の全体の構造を説明する社会科学から、ある種の経済学的モデルの導入を一つの変換点とみなしているようです。

大沢 第 1 回のセミナーのときから有効な示唆を頂いていますが、私もどうしても念頭にある事例はイギリスだったり、最近のアメリカだったりするものですから、ヨーロッパ大陸、特にドイツなどでは違う展開があったなということについて、インプットをいただきたいという思いがさらに強まっているところです。

発言者 4 大沢先生が Deborah Mitchell の図を改訂されて、その中の一つの特徴として、副産物といいますか、下の副アウトプットというところを出されていたかと思いますが、副アウトプットはここでとまるのか、あるいは、副産物がさらにガバナンス全体に還流していくといいますか、それでガバナンス自体をまた更新していくような、そういう力あるものとして見ているのか、あるいはそこまでは期待が大きすぎるというふうにご覧になっているのか、この副アウトプットに込めた可能性といいますか期待を教えてください。

大沢 副アウトプットには、あくまで政策目標設定の段階で意図されていないという意味での副、バイプロダクトを考えていますが、相乗効果になるようなプラスのものもあれば、足を引っ張るような、相殺するような、ネガティブな副アウトプットというものもあると。これは別に私が始めたアイデアではなくて、社会政策論をたどれば Max Weber が既に意図せざる効果ということは政策につきものであるということは言っていたわけですし、社会学の文脈でも機能主義社会学の第 2 世代の R・Merton という人がやはり意図せざる効果、あるいは逆機能（disfunction）と言っていたと思いますので、そう新しいことではありません。

むしろ、今回、ガバナンスを意識することによって自分でもはっきりしたのが、効果というのはこのプロセスの随所で生じ得ると。政策手段が作動した結果として出てくる副アウトプットというのは、効果の総体というものから見れば一部でしかないということを改めて意識することになる。先ほど sense of entitlement みたいなことを言わせていただいたのはそのためです。

発言者 5 皆さんのような大きな質問ではなくて細かい質問で恐縮ですが、リスク・マネジメントからリスク・ガバナンスへというお話に関してです。自然災害は現代でも昔でも怖かったと思うので、現代のリスクという場合、それはリーマンショックとか、国民国家財で生じた coordination failure みたいなものを想定して、それが狭いスペシャリストのマネジメントの管理の領域を超えるという話だとする。そうであれば、官僚が制御できないものを市民が制御できるはずもないので、むしろそういう coordination の失敗が生じてしまったときのコントロールの仕組みとして、官僚に委ねたのは自分たちであるというフィクションをとりあえず作って、その責任は引き受けましょう。だから例えば福島の影響は皆で税金を導入しましょうと、そういう仕掛けを作る。いかに理不尽に見えても、ちゃんと民主主義のバックアップがないと国民国家内の coordination failure はコントロールできない。このような理解でよろしいでしょうか。

大沢 ジャサノフは科学史の専門家ですので、やはり科学技術が伴うようなリスク、だから、大量破壊兵器というのも念頭に置いているとは思いますが、この論文はかなり短い論文で、たまたま時期が近かったということもあって、スマトラ沖津波とかハリケーン・カトリーナが例に挙がっていますが。

もともとマネジメントからガバナンスへと言っても、それこそ科学技術が発達していない段階だったら、今から考えれば簡単な感染症ぐらいでも、それこそアセスメントも予防もできない disaster だったわけですから、もともと計算は可能ではなかったのです。むしろ 20 世紀の後半くらいに、リスクは計算しつくせるというような discourse が広まったこ

とを彼女は問題視していると思います。それはリスク社会であるという認識で浸透した、いわばそのリアクションとしてリスク科学のようなものが逆にすごく発達して、リスクはヘッジできるというふうになってきたことが、むしろリスクの被害が想定外の大きさになるということと関連している。

ただ、最近の動きでいえば、防災にばかり力を入れていたのを、むしろ減災、つまり、何%か何百年に1度の確率でも起こるとした上で、建物は流されても生命はなるべく失われられないというように、被害をどれだけ少なくしていくかを重視する傾向も出てきた。上手に逃げたり救援したりするためには、誰がどこにどういう状態で住んでいるかということを知る必要があって、そういうマップを上から作ろうとしても到底無理です。細かいコミュニティ単位で、住民参加でハザードマップのようなものを作るなり、それを頭に入れるなりという当たり前のことから始めるという話なのですね。

地域減災を図るためにも、地域の経済力なり、支える地域の力みたいなものが衰退していくことを止めなければいけない。従って、貧困者や脆弱者が、脆弱な家屋に集住しているような状況を放置するのはやはり望ましくないという話につながっていく、という議論かなと思うのです。しかし Bevier さんに言わせると、これもニュー・ガバナンスの第2波と言われそうです。実際、シンポジウムするとき、リスク・マネジメントからリスク・ガバナンスへという *discourse* についてどう思いますかと私が質問したところ、それもニュー・ガバナンスの第2波の続きですねというふうに答えられたという場面がありました。

司会 他にいかがでしょうか。

私も1、2あるんですけども、一つはローカルなものとしてのガバナンスというところにかかわって、要するに決定とか政策にとって重要な情報というものが、ローカルな場面、オンサイトな現場にしかないということに気付いたと。だからそういうローカルな場面で現場で情報を持っているアクターを参加させるのは重要である。そして、そういう多様なアクターが持っている情報というものをつなぎ合わせていくような仕組みが必要で、それがガバナンスなんだと。それは、いわゆるローカル・ガバナンスだけではなくて、社会保障、生活保障のような場面でも自覚されてくるようになったということが全体を通してガバナンスにとってローカルが重要だということの意味なのかなと思っています。今、おっしゃったリスク・ガバナンスの話からも、大沢さんの理解はそういう問題につながっていくような気がするんですけども、そういうふうな形でガバナンスの一般につなげていっていいのかというのが1つの質問です。あとは事実関係なので、とりあえずそれをまずお願いします。

大沢 レジュメの2ページの図を代入可能というふうに書きましたけれども、ガバニン

グ・ニーズというものを入れ替えると、今度、プロセスの認識も違ってくるのかもしれませんが、ある程度汎用性のある概念図なのではないかと思って自分では作ってみたのですが。

司会 つまり、ニーズということだけではなくて、その解決の手段とか、解決のリソースとか、あるいは解決の方向とか、あらゆる場面でどこかで一義的に決まって、それをトップダウンで実現していくというモデルではなくなったということなのだと思いますが。

大沢 そのとおりです。例えば、戦後の福祉国家のデザインというのを考えてみると、ニーズを上からトップダウンで決めていたんですね。ベヴァリッジ・プランというのが一番典型的ですが、男性世帯主が失業するか、病気やけがをするか、老齢で退職するか、これが一般的な、根本的なニーズといわれたもので、あと、女性については夫に死なれるというニーズ、これが全て社会保険でカバーできると考えたわけです。逆に言うと見過ごされたというか、見て見ぬふりをされたニーズというのは、例えばワーキング・プアです。フルタイムで働いていても最低賃金に満たないような低い賃金率、これでは社会保険料も払えないし、失業とか老齢退職しない限り給付がもらえないのだったら、就業中の貧困というのには全く対処できないわけですけども、それをベヴァリッジはあえて無視したというか、要は社会保険という方法で解決するために取り上げやすいニーズを普遍的なニーズとして認定したということなんですね。

これに対して、new social risksといわれるようなものというのは、失業・傷病・老齢退職以外にもニーズはいっぱいあるでしょうということと、本人が自覚していなニーズが随分あると。これは Amartya Sen が capability approach などと言うようになってより強く意識されてきましたが、本人にニーズを自覚してもらおうというところが、そこでガバナンスという言葉を使えば、非常にガバナンスにとって crucial ではないかと。そういうふうに動いてきたということかと思っています。

司会 ありがとうございます。先ほどの質問は 1（「ローカルなものとしてのガバナンス」）のところにかかわっていましたが、2 番目に聞いたかったことは 2（「なぜガバナンスという問題設定か」）の、ガバニングのプロセスを区別したイメージ（配布資料 p.2 図）についてです。この図で、右下にガバナンスとありますが、これを説明されたときに「狭い意味でのガバナンス」という表現が使われた場面があったのではないかと思います。そうすると、左上にある政策、ガバニングと、右下にある狭い意味でのガバナンスを含めて、この図全体が広い意味でのガバナンスという理解になるかなということですね。

大沢 そのとおりです。ですので、この図は「生活保障のガバナンス」というタイトルに一昨日ぐらいに決めました。それまでは「社会政策のプロセス」というタイトルが付い

ていました。

司会 他にいかがでしょうか。

発言者 6 先ほどの質問に続けて伺いたいのですが、解決のための情報は細部、ローカルなところにあるから、権限をこっちに下ろしましょうという話だと、それこそすごくモダニストというか、ファッショナブルな話だなと思います。

ただ、一方で、我々、コーポレート・ガバナンス班は日本的経営の終わりについて何が起こったかということ进行分析する予定はないのですが、実体としては、全国的にリレーショナル・バンキングでやってきたものが崩れていく中で、どうしてもそれは国民全員が選んだという枠組みを設定して、公的資金を注入したり、強制国有化をしたりして、一つ一つ問題のあるリレーショナル・バンキングを断ち切るということをやってきたわけです。あるいは、今のヨーロッパでいえば、通貨統合で稼いでいる以上は、スペインやギリシアにちゃんと救済資金を出しなさいというふうにドイツ人を皆が説得するわけですよね。

ですので、下請けに出せるもの、出せないものがあって、出せない話で問題になるのは、それは国民が選んだことにして、そこにお金を投じるというすごく古典的な解決策が常に呼び出されると思いますが、そういった話というのは最近のファッショナブルなガバナンスの議論の中にはどう位置付くのでしょうか。自分たちもクリアな答えは持たないのに聞いているということですが。

大沢 アカウンタビリティの問題を入れるという点がニュー・ガバナンスでは強調されますが、一般名詞としてのガバナンスの場合にアカウンタビリティとデモクラシーの問題を組み込むというのはかなり難しい、というのが Bevir さんのお話にもあり、シンポジウムでのコメントや質問でも、この点に関連するものがありました。まったくご指摘のとおりの問題が、一般名詞としてのガバナンスで考えていったときも、あるのかなと思います。

発言者 7 (p.2 の) 図のほうに戻りますと、はっきりと言語化されてなく出てきている問題というのが、基準なり決定をするときのアイデアがどこから出てくるのか、どうやって定めるのかということがこの図の中でははっきりしていないし、そしてそのガバナンスという仕組みそのものにとってアイデアの問題が、それも私が国際シンポジウムで非常に疑問に思ったんですけれども、ガバナンスそのものの問題の枠組みの中でアイデアのことが使われていないということが問題になってくるのではないかなと思います。

発言者 8 先ほどから出ているリスク・マネジメントからリスク・ガバナンスへという点ですが、私自身はマネジメントが結構好きなので、A から B へというふうに言われると今一つぴんと来ないところがあって、結局これはマネジメントがなくなっていくというわけでは多分ないわけですね。

大沢 ないです。

発言者 8 マネジメントでコントロールできない部分が出た部分をどういうふうにするかというのが問題としては存在していて、そこを円滑に処理するために今言ったアカウンタビリティの問題とかそういったものがある。その残渣と言ってはいけないかもしれませんが、その残渣の部分を取り入れるためにマネジメントからもう少し広い枠組みに移らなければいけないということと理解していいわけですか。

大沢 そうです。

発言者 8 そうなったら、あまりその領域は大きくないのではないかというのが私の意見なのですがいかがでしょうか。

発言者 9 (Douglass C.) North の 2005 年の本、*Understanding the Process of Economic Change* がそういう問題を取り扱っています。Weber 的に全ての contingency はリスクとして把握できる、統計的にこの辺に来るだろうということを推測できるという発想で資源コントロールをする社会が始まって、そういう世の中になって初めて制度は意味を持つ。そもそも制御できないのだったら災害にやられるがままなので制度と経済発展を考えること自体意味はないけれども、意味がある時代が近代以降の時代なのですという理解がまずあります。そうであればこそ、彼の表現をそのまま使えば non-ergodic という、econometrics に落とせない挙動を示すような変数がたまに発生すると、その制度に対して非常に壊滅的な打撃を与えることがあるというようなことを書いています。そういう意味では、リスクは計算可能だという前提の上に組み立てられた 19 世紀以後の近代社会の中で、そうやって組み立てられた社会だからこそ、econometrics のモデルに落とせないことが起こると、パニックになるというふうな話なのかなと思います。

発言者 8 だから、今の話だとパニックになる原因というのは極めて重要だということですか。

発言者 9 何回か起こればそれもそのうち計算するようになるんだと思いますが、そういうことが初めて起こるとすぐ対応できないので大変だと。だから、19 世紀的な制度観とか世界観とか社会観の意味がなくなるという話に直結するわけではないと思います。

発言者 8 逆にコーポレート・ガバナンスでは、もともとマネジメントという言葉があったのに対してコーポレート・ガバナンスという言葉が出てきたわけですから、マネジメントで表わせない領域は大きいという認識のもとですね。

司会 ○○（発言者 8）さんの理解だとマネジメントとガバナンスというのはどう捉えられますか。

発言者 8 マネジメントはガバナンスの一部だと。

司会 それがガバナンスの要件が大きいのか、小さいのかの認識の違いがあるというだけですか。

発言者 8 そうだと思います。

司会 わかりました。何かコーポレート・ガバナンス班から補足があれば。

発言者 10 コーポレート・ガバナンスの世界だと、マネジメントといわれているものとガバナンスというのは漠然とですが区別されているわけですね。マネジメントにはマネジメントの教科書があるわけで、マネジメントというのは基本的には経営者がどうやって会社を儲けさせるかの経営者のための処方箋ですが、ガバナンスというとその経営者を規律するというのが主たる領域になってきますから、そういう意味で、少なくともガバナンスでは従来マネジメントが意識していなかった問題を考えているということはいえると思います。

ただ、今日の報告で最初におっしゃっていただいた最近のコーポレート・ガバナンスの定義を見ると、実はマネジメントで言っていた話、例えば、従業員に対するモチベーション付与の仕組みとか、そういうのも何かガバナンスの問題に入り込んでくるので、そうすると……。

大沢 つまり、上位概念になったと。

発言者 10 ええ。もしかするとマネジメントも皆引くくめた言葉になっているようにも思えるわけです。ただ、この言葉が出てきた当時は明らかにマネジメントという言葉で包含しきれないことを取り扱おうとしてこの言葉ができたと思います。

司会 ありがとうございます。マネジメントとガバナンスの関係は、私、ずっと関心があって、包摂関係というよりもある種の視野の転換というものがあつたのかなというふうに思っていたものですから、済みません、余計なことを伺いました。

他にいかがでしょうか。

発言者 11 ガバナンスはガバニングと相互作用の効果の総体と捉えて、そして、政策の意図せざる効果も含めて分析するというのは大変穏当な考え方だと思います。特に、政策評価について、政策がもともとねらいとして考えていたことを実現したかどうかだけを見るというのは非常に視野の狭い考え方で、意図せざる効果も含めて、政策の効果検証をしなければならないというのは、特に経済学だと恐らく口を酸っぱくして言っているようなことで、そういうことができるというところで何か経済学というのは社会科学として意味があるというふうに自分たちを規定しているのだと思いますから、当然の考え方かなと思いますし、その他、法律学でも最近の立法論なんかを見ていると、やはり規制の副作用とか当然議論の俎上に上ってくるわけでして、意図せざる効果も含めて相互作用による効果

の総体をガバナンスと呼んで分析しようというのは大変よろしいのではないかと思うわけ
です。

その上で質問させていただきたいのは、その際に効果の総体を評価する基準というのがあるのか。そもそも、価値判断として評価するというようなことを考えるべきかどうかということなのですね。考えるとするとどうしても評価規範というのを考えなければなら
ないだろうと思います。

ご報告の中でいろいろな表が出てきて分析されたのがどういう意味なのかというのがち
よっとわからなかったのですが。例えば、7 ページ目の表 2 の分析の際に、利子所得が減
っているわけですね。利子が減っているということを何かことさら強調されたのは、あ
れはやはり悪いというニュアンスがそこに含まれていたのか、そういうふうに理解してい
いのかと。

仮に悪いというニュアンスが含まれているとすると、本当にここで減ったということだ
けからそんな帰結を導くことができるのかどうかですね。例えば、1990 年ごろの利子とい
うのはものすごく高かったわけですが、このときのバブルを潰すためにどんどん利
子率を上げてきた、この高いところでバブルが潰れた後もずっと維持し続けるのはよかつ
たのかというふうになってきて、ただ単純に利子が減ったということに、今日のご報告は
どういう意味があったのか私は違和感を持ったし、利子が減ったから悪いというためには、
やはり利子を維持していたらどうなっていたかという仮想経済社会を想定して、それと現
代の経済社会を比較しないと、ちょっと何とも言えないのではないかと思います。そのあた
りの評価をするべきかどうかと、するとして、その評価規範をどういうふうに考えるか
ということについてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

大沢 私自身がそんなにこなれているわけではなかったところに的確なご質問をいた
だきまして、大変ありがたいです。

利子所得が減ったこと自体を悪いというふうに言ったつもりはなくて、1990 年代にはは
消費不況がとりわけ問題になりましたし、それ以降も民間最終消費支出、簡単に言えば、
家計消費支出が経済成長に対する寄与度を大幅に低めました。景気の拡張期と後退期で見
ると、明らかに家計消費の寄与度が低い時は経済成長率も低いというような相関が見出さ
れます。

そういうときにはなぜ家計は消費しなくなったのかという問題が、いろいろな角度からこ
の 15 年くらい議論されているところですが、そのときにだいたい労働分配率で見るとい
う話が 1 つはあり、それから家計サイドの研究で見るというのがあって、そのときには帰属
所得を取り上げにくいと思います。

私が言いたかったのは、家計の受取合計で見ていったときに、国民経済計算上は出てくる実際には使えないような「所得」が増えている。消費性向も低下したけれども、その背景にはそういう問題があるという点を、その議論に続けていけるのかなという感じです。利子所得が減ったというだけでよい悪いというつもりはありません。

もう一つ言えば、ガバナンスというのはむしろプロセスであって、中身はそれほど問題ではない、重要ではないというのは、中身には何でも代入可能だからと Andrew さんが言われました。例えば、貧困を削減することが目標として合意できるのであれば、それでもって評価することはできるけれども、貧困削減よりも、例えば殺人率を低める、その面では日本はかなりよく収まっているという話になるわけで、どんな側面の何を「治まっている」と考えるかによって、同じ社会の同じありようの評価は変わってくるわけです。その意味でもガバナンスというのはローカルなんだと思います。

非常にベーシックなところで、このままだと社会は持続しませんという水際すれすれまでのところに行くと、目標はあまり分岐しないのかとは思いますが、一般には何を目標としてガバナンスを判断するかというのは、何を代入するかで変わってくる部分もあると今のところ思っています。

発言者 11 ただ、例えば、貧困率を研究するというのは、やはり平等というのは多少のコストを払っても実現する価値があるという考え方に多くの人はコミットしているからではないでしょうか。もちろん、価値判断基準は何を代入するかにも依存しますが、やはり多少とも一般的な関心を引く研究をしようとする、何らか特定の価値観にコミットしていて、それを何か抽出して、もう少し抽象的な言葉で語ることもできるのではないかなという気はします。

大沢 所得貧困というのは EU が設定した社会的排除の指標の中のトップに出てくるもので、その所得貧困を説明変数にして、いろいろなものが説明できる、被説明というときに、社会全体の健康度とかさまざまな社会問題とかなり相関が高いというのは、これは社会疫学のほうで繰り返し分析結果が出ています。所得貧困という問題は、それを低く治めるというのは、かなりの合意が得られる目標ではないかと思います。貧困でなく所得格差は、やはり小泉純一郎氏が国会で答弁したように、悪いという人もいれば、いや、競争心や努力を刺激するいい面もあるのではないかという、価値判断の分岐するところかもしれません。

司会 では、最後に私もう 1 点だけですけれども、2 ページの生活保障のガバナンスの図を見て、それから先ほど来ディスカッションを聞いていて雑駁な印象ですが、やや政策評価という問題関心との重なりが強いというか、逆に言うと差別化ですね、政策評価と

ガバナンスというのはどう違うんだろうというのが少し見えにくくなっています。

例えば、この2ページの図の中にアクターというものが直接は登場してこないわけです。例えば、ニーズを担っている人とか、資源を担っている人とか、権限を持っている人とか、ある種、そういう政策評価的な反省なり、総括の上に立って、では、どういうふうにさまざまなアクターの間に権限とか、あるいは情報とかを割り当てていくのかと。それがひょっとするとこの裏側にあるガバナンスのもう一つのイメージなのかなという気もしましたが、それは私の誤解である可能性もあるものですから、一言だけコメントいただければ。

大沢 Mitchell がもっとシンプルな図を使ったときには、政策評価のためのポリシー・サイクル、つまり Plan、Do、See、Check、Action を図にしたものでした。私も政策分析家のつもりなので、政策評価は常に念頭に置いてきましたが、その名残がかなり強く残っているかと思います。

ただ、このガバニングの主体として、政府だけではなくて経営者団体とか労働組合とか、場合によっては家族とか地域社会などもあると思っておりますし、また、Kooiman というオランダ人は市民個人もガバニング・エージェンシーであり得ると言っています。この図に人はほとんど出てこないですが、「第三者」という言葉が出てくるということは、ニーズのところ、当事者がいるということです。

それから、政策決定への参加と言っているのは、このガバニングという四角の中に、その政策によって影響を受けるであろう人たちをあらかじめ政策手段の選択などに参与させると。これは、藤谷さんが3月のプロジェクトセミナーでご報告されたときに私がコメントしましたが、結果がどうあれ、受け入れやすくさせるための装置にすぎないという面もありつつ、でも、それがやはり趨勢として代議制民主主義だけでは足りない。要するに、議会がこの決定結果を承認するかしないかというところにだけ委ねていたのでは、アカウンタビリティもデモクラシーも足らない。それもニュー・ガバナンスだと言われてしまうかもしれませんが、そこのところは多くの人が合意できる場所なのではないかなとは思っています。

ですので、人は出てこないのですが、それは意識しておりました。

司会 この図自体はとても有益だと思いました。

それでは、少し時間を延長いたしました、本日のセミナーを終了いたします。大沢さん、どうもありがとうございました。(拍手)

配布資料

0. なぜガバナンスなのか (第 1 回セミナーのむすびから)

変化した課題 (経済グローバル化、少子高齢化、知識経済への動き、新しい社会的リスク、企業のスキャンダル・業績低迷、地域衰退、テロ・大災害、金融・財政危機)

課題の捉え方の変化 (福祉多元主義、日本型福祉社会、社会的排除／包摂、社会的経済・サードセクター、コーポレート・ガバナンス、ローカル・ガバナンス、リスク・ガバナンス)

解決方法の変化 (EU など超国家レベルの polity、地方分権／道州制、社会的パートナー、企業の社会的責任、市民社会組織)

1. ローカルなものとしてのガバナンス—多層・多重の背景

ガバナンスはきわめてローカルなもの。ガバナンスの意味は、社会により時代や人によっても、異なっており、多様で偶発的 (contingent)。

そのうえで定義に関連して、5.21 国際シンポで Bevir が重要な指摘

- ・一般的概念 (「治める／治まっている」パターン、ないし「治める」活動) と「ニュー・ガバナンス」(ハイエラーキーから市場／ネットワークへ) の区別。

いくつかの定義

- ・権力・資源・情報が広い範囲に分有されている状況での有効な調整メカニズム (Paquet 2011 から Andrew が引用)
- ・CG とは (多数の株主を擁する) 企業における一群の慣行。市場が歴史的に発達するなかで進化し制度化された。会社とは何であり・あるべきかという一般的に受け入れられ制度化された観念に基づく (Buchanan)。
- ・CG は経営陣の規律、株主利益の重視という文脈で使われ始めたが、現代のアカデミックな定義としては “complex set of constraints that shape the *ex post* bargaining over the quasi-rents generated by a firm” (Zingales 1998 から田中亘が紹介)
- ・公私の governing agency が織りなす社会全体の質 (Kooiman 2003)
- ・ガバニング (目標指向の介入) とシステムの要素の相互作用の効果 (effects) の総体 (Bever 2009 でシステム理論での定義として紹介)。
- ・risk management から risk governance へ (Jasanoff 2010)。スマトラ沖地震・津波とハリケーン・カトリーナの教訓。リーマン・ショックも念頭に。現代のリスクは、官僚や専門家の計算や管理の能力を超える。市民とその政治的代表的の参与が不可欠。

2. なぜガバナンスという問題設定なのか—多発的な展開の事情

5.21 シンポでの Bevir の指摘: 「ニュー・ガバナンス」は、1970 年代末から、行政国家・福祉国家の「危機」に対して、公共セクターの改革を唱導。modernist social science の展開という歴史的パースペクティブの中に位置づけられる。第 1 波 (ネオリベリズムの影響) と第 2 波 (新制度派社会学の影響)。NPM や “joined-up governance”

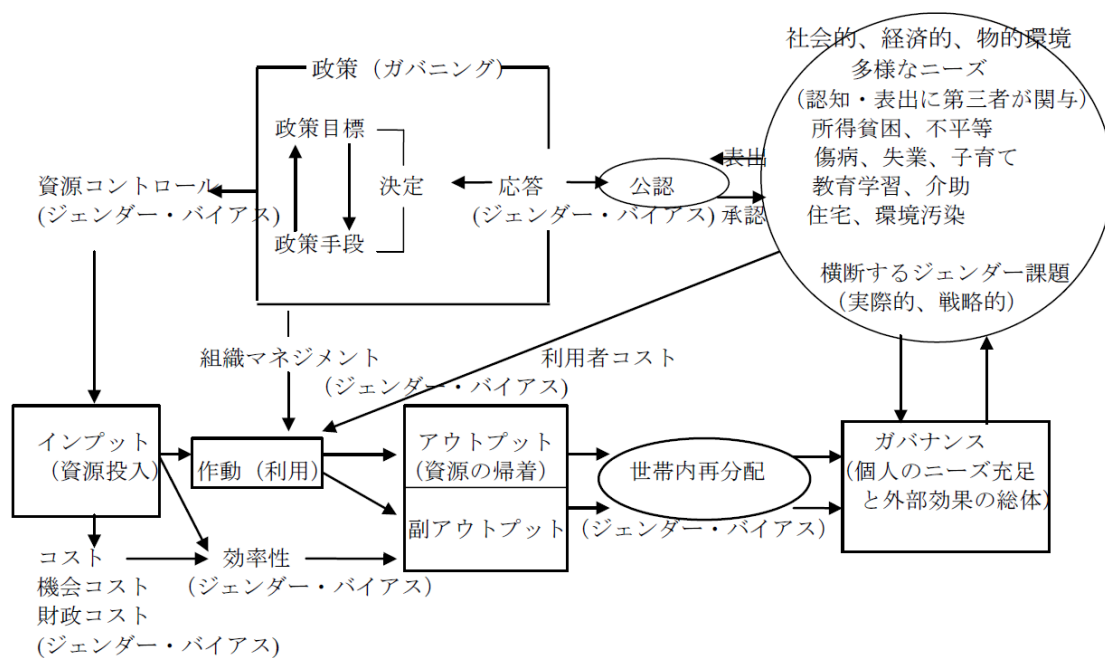
5.21 シンポでの Buchanan の指摘：コーポレート・ガバナンスという用語そのものは、企業のスキャンダルを契機としてアメリカで「発明」され、1980 年代にイギリスに渡り、1990 年代には日本でも使われるようになった。

福祉国家研究や比較社会政策研究では、「ガバナンス」よりも「福祉多元主義」、「福祉混合」、「福祉の混合経済」、「サードセクター」などの用語。welfare retrenchment の流れとともに、「新しい社会的リスク」への注目は一つの契機。国際機関や超国家機関（EU など）による政策唱導が目立つようになって、「福祉ガバナンス」

3. 生活保障のガバナンス

「福祉」は、政府による給付や規制に限定されないはず（家族、企業、地域の役割）。民間の制度・慣行・組織と政府の政策の相互作用を通じて、生活が保障される。政策や民間の慣行は、明示的に生活保障を目的とするガバニングとは限らない。ガバニングと相互作用の「効果の総体」をガバナンスと呼ぶことにする。

ガバニングのプロセスを区別したイメージ



出所：大沢 1996：42 を改定

- ・ジェンダー・バイアスに留意しているが、エスニシティ・所得階層・障害の有無などによるバイアスを代入してもよい。
- ・ガバニング・ニーズは社会的排除の指標に依拠しているが、公共事業や産業保護の要求などを代入してもよい。成果は政策目標の達成度。効率性はインプットに照らした成果の度合い。外部効果はプロセスの随所で生じうる。

福祉国家の「機能代替」(企業による雇用維持、政府による公共事業・競争制限的な規制など Estebez-Abe 2008; Miura 2012) の把握：市場所得レベルの貧困率・ジニ係数で代理できる →図 1

純社会支出という捉え方：「隠れた福祉国家」(租税支出) とともに、私的な負担(保育・医療・介護サービスなどの自己負担など) を把握 →図 2、3

福祉レジーム論との対比。要素費用表示の GDP の構成や地域間配分などを視野に取り込める →表 1、2、図 4、5、6

4. 従来の全所的プロジェクト研究(網羅的でない)

1980 年代前半の「福祉国家」：欧米諸国での福祉国家の形成と現状、日本の社会保障と経済、労使関係、高齢化問題などを扱った。諸国と比べた日本の福祉国家の特徴を明らかにするには至らなかったが、「成長が福祉を代位した」という指摘はあった。

1980 年代後半の「現代日本社会」で、日本の企業と社会の特徴を「会社主義」と捉えたことにより、日本の福祉レジームなどの特徴も浮き彫りになってきた。すなわち、急速な経済成長のもとで、男性については雇用がある程度保障され、家族の生活も企業による住宅支給や手当などである程度配慮されてきたために、政府の社会的支出が増大しなかったことなどである。

CG 概念は使っていない。

ちなみに、5.21 シンポの Buchanan 報告は、日本型コーポレート・ガバナンスが成立した背景として、社会における“corporate hegemony”の存在を指摘。それは、第二次世界大戦における経済統制と戦後の熾烈な労使対抗を経て確立した。Andrew Gordon の“corporate-centered society”(community firm を含む)を援用。

2000 年代前半の「失われた 10 年? 90 年代日本をとらえなおす」：企業が中心となった雇用や生活の保障に機能不全が目立ってきた。日本経済の停滞や企業の業績不振、社会保障制度の綻びなどを扱った。CG ないし企業統治をメインバンク・システムおよび銀行経営の監視と理解し、金融機関についてのみ取りあげた(CG よりも経営戦略が重要という見地)。

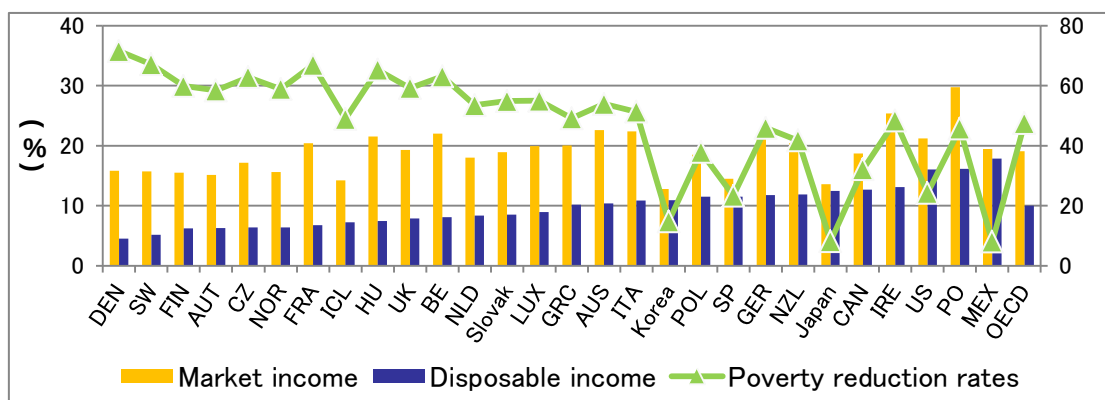
ガバナンス概念を使えば(使っていれば)、整理・分析をバージョンアップできる(できた)のではないか

<引用文献>

- Adema, W., P. Fron and M. Ladaique (2011), “Is the European Welfare State Really More Expensive?: Indicators on Social Spending, 1980-2012; and a Manual to the OECD Social Expenditure Database (SOCX)”, OECD Social, Employment and Migration Working Papers, No. 124, OECD Publishing. <http://dx.doi.org/10.1787/5kg2d2d4pbf0-en>
- Bevir, M. (2009) *Key Concepts in Governance* (SAGE Key Concepts series), London and New York: SAGE
- Esping-Andersen, Gøsta (1990), *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge: Polity Press.
日本語訳は、岡沢憲英・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界 比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房、2001 年
- Esping-Andersen, Gøsta (1999), *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford: Oxford University Press. 日本語訳は、渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店、2000 年
- Estévez-Abe, Margarita (2008), *Welfare and Capitalism in Postwar Japan*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hicks, Alexander and Lane Kenworthy (2003) “Varieties if welfare capitalism,” *Socio-Economic Review* 1, 27-61.
- Jasanoff, Sheila (2010) “Beyond Calculation: A Democratic Response to Risk,” Lakoff, Andrew ed., *Disaster and the Politics of Intervention*, New York: Columbia University Press, 14-40.
- Kooiman, J. (2003) *Governing as Governance*, London and New York: SAGE
- Mandel, Hadas (2009) “Configurations of gender inequality: the consequences of ideology and public policy,” *The British Journal of Sociology*, 60 (4), pp.693-719
- Miura, Mari (2012) *Welfare Through Work: Conservative Ideas, Partisan Dynamics, and Social Protection in Japan*, Cornell University Press.
- OECD (2009b) *Employment Outlook, Tackling the Jobs Crisis*, OECD.
- Paquet, G. (2011) *Gouvernance collaborative*, Montreal: Liber
- Scruggs, L. A. & Jonas Pontusson (2008) “New Dimensions of Welfare State Regimes in Advanced Democracies,” Paper presented at the 2008 Annual Meeting of the American Political Science Association, Boston, MA August 28-31.
- 大沢真理（1996）「社会政策のジェンダー・バイアス—日韓比較のこころみ」、原ひろ子・前田瑞枝・大沢真理編『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』新曜社、25-96 頁。
- 大沢真理（2013）「福祉レジーム論から生活保障システム論へ」、グローバル時代の男女共同参画と多文化共生『GEMC journal』No. 9, 2013 年 3 月, 6-28 頁

<図表>

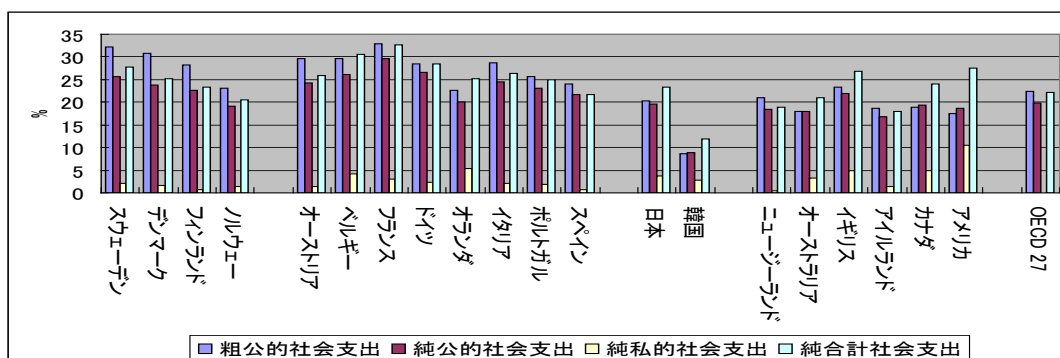
図1 労働年齢人口の貧困率と貧困削減率、2005 年



注：諸国は可処分所得レベルの貧困率が低い順にデンマークからメキシコまで配列

出所：OECD 2009: Figure 3-9 のデータより作成

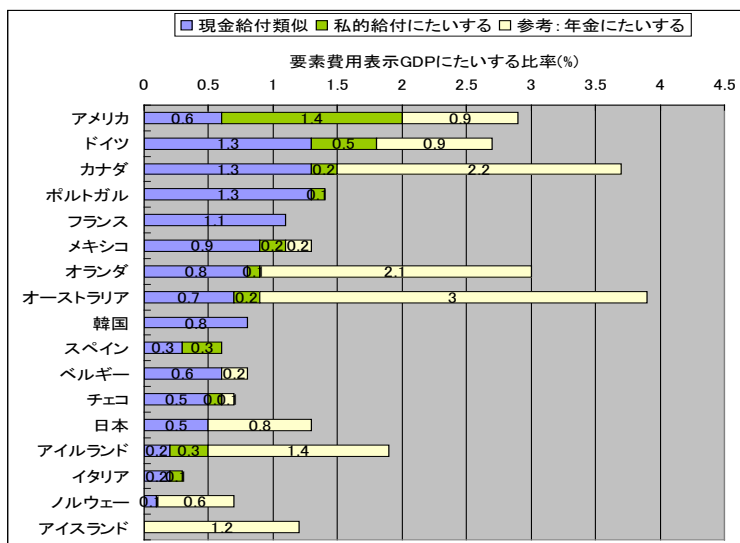
図2 福祉の純負担（2007 年）、要素費用表示GDPにたいする比率



注：要素費用表示GDP = GDP - (生産・輸入品に課される税 - 補助金)

出所：Adema, Fron & Ladaique 2011: Table 1.4 より作成

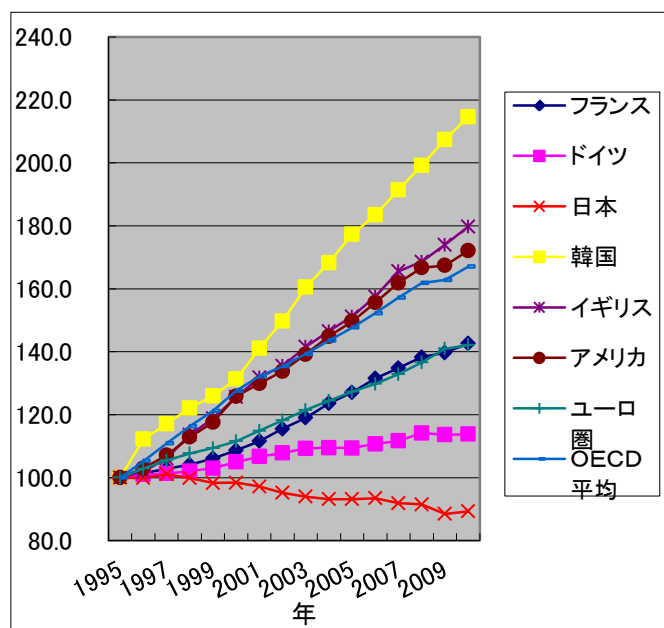
図3 税制優遇措置を通ずる社会支出、2007 年



注：社会的目的の税制優遇措置を通ずる公的社会支出。年金にたいする税制優遇措置には、概念上の問題があり、データの利用可能性が異なるため、参考にとどめられている。数値がゼロまたは不明の国・年については掲示していない。デンマーク、フィンランド、ルクセンブルグ、スウェーデンは、両年の3項目ともゼロである。

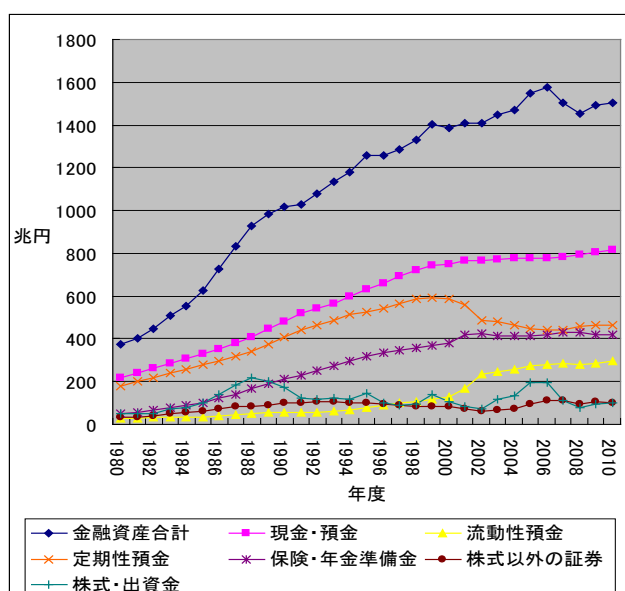
出所：Adema, Fron & Ladaique 2011: 33 より作成

図4 民間部門の1人当たり雇用者報酬の伸び（1995年=100とする指数）



出所：OECD Economic Outlook 90 database.より作成

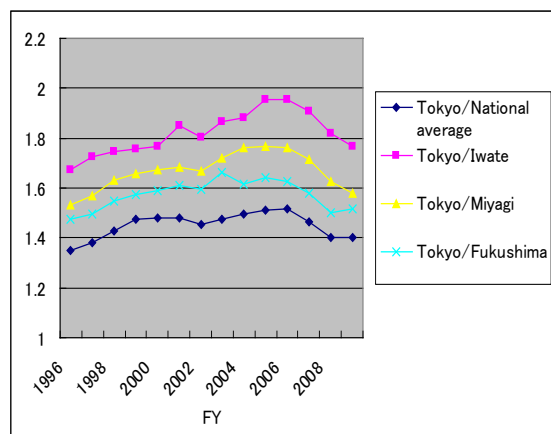
図5 家計の金融資産額の推移



注：家計資産の第1次項目のうち、「貸出」、「金融派生商品」、「預け金」、「未収・未払い金」、「対外証券投資」、「その他」を表示していない。流動性預金と定期性預金は、第1次項目「現金・預金」の部分項目。

出所：日本銀行「資金循環統計」（時系列データ検索サイトの資金循環）より作成

図6 1人当たり県民所得の推移、都民所得に対する比



出所：県民経済計算

表1 (別紙の「表3」) 出所は大沢 2013

表2 国民所得(要素費用表示)の構成比の推移

(%)

年度	1985	1990	1994	1997	1999	2001	2007	2009	2009*
1 国民所得 (兆円)	260.6	346.9	370.0	382.3	364.3	361.3	378.7	339.2	344.4
(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100
2 雇員報酬(労働分配率)	66.8	66.7	71.7	73.2	74.0	74.2	69.5	74.1	70.6
2.1 賃金・俸給	58.5	57.5	62.4	62.9	63.4	63.0	59.3	63.4	59.8
2.2 雇員の社会負担	8.2	9.2	9.3	10.2	10.6	11.2	10.2	10.7	10.8
3 家計の財産所得	12.1	15.4	11.5	8.5	7.0	4.8	5.1	5.5	6.8
3.1 利子(受払後)	6.0	8.4	5.4	2.8	1.7	0.1	0.1	0.5	2.0
3.2 配当受取り	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	1.5	1.3	1.4
3.3 賃貸料受取り†	0.9	1.0	1.0	0.9	0.8	0.9	0.8	1.0	0.8
3.4 保険契約者の帰属所得	4.5	5.3	4.4	4.2	3.8	3.2	2.7	2.6	2.6
4 家計の企業所得(持家)‡	2.4	2.0	3.6	4.4	5.0	5.5	5.9	7.0	6.6
5 家計の受取り合計 2+3+4	81.2	84.1	86.8	86.0	85.9	84.5	80.5	86.5	84.0
6 帰属所得を控除 5-(4+3.4)	74.3	76.8	78.8	77.4	77.1	75.8	71.9	76.9	74.8
7 企業所得(持家分を除く)	21.4	17.1	14.5	15.5	15.8	17.4	20.2	14.7	16.6
7.1 民間法人企業	12.6	10.4	8.1	10.1	9.7	11.4	14.3	10.0	12.2
7.2 農林水産個人企業	1.4	1.0	1.1	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6
7.3 非農水・非金融個人企業	7.8	5.3	5.5	5.1	5.7	4.2	3.4	2.7	2.8
7.4 公的企業	-0.4	0.4	-0.2	-0.6	-0.4	1.0	1.8	1.4	1.0
8 対家計非営利団体財産所得	0.0	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
9 一般政府の財産所得	-2.6	-1.4	-1.6	-1.7	-1.9	-1.8	-0.8	-1.4	-0.7

注：2009*は、平成 17 年基準にもとづく平成 23 年度国民経済計算確報の 2009 年度の数値。†は金銭、土地および無形資産（著作権・特許権など）の貸借による。‡持家の企業所得＝持家の帰属家賃（自己居住住宅の家賃評価額）－中間投入（修繕等）－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税（固定資産税等）－住宅ローン支払利子－支払地代

出所：平成 21 年度国民経済計算確報；平成 23 年度国民経済計算確報

表3 指標と類型／次元および説明される変数；福祉レジーム論、ジェンダー不平等の類型論、生活保障システム論

Esping-Andersen 1990;1999	Hicks & Kenworthy 2003	Scruggs & Pontusson 2008	生活保障システム	Mandel 2009
脱商品化 ①社会保険の現金給付の所得代替率 ②社会保険の受給資格を得るための加入年数要件 ③年金財政のうち個人負担の比率 ④失業保険・疾病保険のカバレッジ（労働力人口に占める加入者の比率）、65歳以上人口に占める公的年金受給者の比率	国家労働主義： 「雇用の硬直性」（生産労働者の平均賃金にたいする失業補償給付の比率、および最低賃金の比率） 労働組合協約の国家による拡張（団体協約適用率と労働組合組織率の差） 社会保険料負担（対GDP比） 失業給付の継続年数	国家労働主義に「雇用保護立法」を追加	商品労働力による商品の財・サービス 雇用パフォーマンス（性別・年齢階級別の賃金率と失業リスク）： 雇用保護指標（正規契約と有期） 非正規比率（性別・年齢階級別） 賃金格差（性別・年齢階級別）・低賃金の水準 労働費用（雇用者報酬） 非営利協同組織	① 25 - 60歳女性の労働力率 ② 6歳未満児の母親の労働力率 ③ 共稼ぎ世帯の比率 ④ 男性稼ぎ主世帯の比率 ⑤ 出産後の育児期に働く母親の比率 ⑥ 稼得における妻の依存度 ⑦ 女性が管理職に雇われる純オッズ比 ⑧ 職域分離度 ⑨ 男女の稼得第1五分位における女性の比率 ⑩ 男女の稼得第5五分位における女性の比率 ⑪ ジェンダー賃金格差 ⑫ 学歴による女性間の年収格差 ⑬ ひとり親家族の貧困率
社会の階層化 保守主義：分立する公的年金制度の数（コーポラティズム）、公務員にたいする年金給付費の対GDP比（Etatism） 自由主義：資力調査つきの扶助が公的社会支出に占める比率、医療支出総額・年金支出総額に占める民間部門の比率 社会主義：普遍主義（労働力人口のうち社会保険の受給資格者の平均比率） 給付の平等性（社会保険の各制度にかんして、法的に可能な給付最高額にたいする基準的給付額の比率の平均）	社会の階層化指標に以下を追加 積極的労働市場政策への支出の対GDP比 労働年齢人口に占める公共部門雇用のシェア 国家労働主義 （要素は上覧） 家族政策測定 （要素は下欄）	家族政策としては「家族労働参加政策」のみ。 保育サービスのカバレッジにかんして3歳未満児にとくに注目しない	商品労働力による非商品の財・サービス 社会保険制度の分立 老齢年金・遺族年金の受給資格・給付水準 公的扶助の補足性 政府の歳出入の規模・累進性 社会支出（公私、構成、粗支出と純支出） 租税支出 第1五分位の受け払い 機能代替 （公共投資等） 非営利協同組織	
脱家族主義化 福祉国家を通ずる： ①家族向けサービス（保健医療を除く）への公的支出の対GNP比 ②家族手当と税控除の総合的価値 ③3歳未満児童にたいする公的保育のカバレッジ ④65歳以上高齢者にたいするホームヘルプ・サービスのカバレッジ 市場を通ずる：不明確	家族政策測定： 家族給付（家族給付や税制の税額控除・所得控除の価値の平均産業賃金にたいする比率） 児童給付（典型的なカップルの所得にたいする家族給付と税控除の合計の比率） 3歳未満児への公的保育の適用率 家族労働参加政策（家族休業および出産休業制度の手厚さ、公的な保育補助と保育提供の手厚さ、老齢退職政策の柔軟性）	[再掲] 家族政策としては「家族労働参加政策」のみ。 保育サービスのカバレッジにかんして3歳未満児にとくに注目しない	非商品の労働力による商品の財・サービス 自営業部門の規模・構成 非営利協同組織 非商品の労働力による非商品の財・サービス 無償労働の規模と性別分担	
析出される類型／次元 3類型 自由主義 保守主義 社会民主主義	析出される類型／次元 2次元： 進歩的自由主義 伝統的保守主義 説明される変数 所得不平等の削減 貧困削減 15 - 64歳の雇用率とその増加 労働市場での男女平等	析出される類型／次元 2次元： 国家－自由主義 平等主義 説明される変数 労働市場の男女平等を除外	析出される類型／次元 3類型 「男性稼ぎ主」 両立支援 市場志向 説明される変数 貧困率・貧困削減率（年齢グループ別、世帯の就業状態別） 子どもの住宅剥奪 高齢者介護サービスの受給者比率	析出される類型／次元 ジェンダー不平等の3類型 社会民主主義 自由主義 保守主義（オーストラリアを含む）